

# 福岡市一時預かり事業

## 利用料の「寡婦（夫）控除のみなし適用」について

法律上の婚姻歴のない非婚のひとり親世帯は、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と利用料に格差が生じないように、婚姻歴のないひとり親世帯に、寡婦（夫）控除をみなし適用します。

### 1 対象者

所得を計算する対象となる年の12月31日時点及び申請日時点において、次の（1）から（3）のすべてに該当する方。

※所得を計算する対象となる年とは、利用料算定の基となった所得のある年のことです。

- （1） 婚姻によらずに母（父）となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしていない。
- （2） 生計を一にする20歳未満の子（総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がいる。
- （3） 父の場合、合計所得金額が500万円以下に限る。（母の場合、所得制限はない。）

### 2 事業概要

#### （1）実施時期

平成31年4月1日から

#### （2）みなし適用の内容

一時預かりの利用料（利用者負担額）について、寡婦（夫）控除のみなし適用の申請に基づき、寡婦（夫）控除があるものとみなして税額を再計算し、非課税となるものについて利用料の半額を減免します。

#### （3）控除額

みなし控除の額は、税法上の寡婦（夫）控除額に準じます。

なお、合計所得金額が125万円以下の場合には非課税扱いとなります。

みなし適用の区分	（母）みなし寡婦控除	（父）みなし寡夫控除
合計所得金額が500万円以下	35万円	27万円
合計所得金額が500万円超	27万円	—

※一時預かり利用料への適用であり、税法上の控除を受けることはできません。

### 3 手続き方法

**まずは、子ども未来局事業企画課（711-4114）へご連絡ください。**

- ① 対象者は、事業企画課に、寡婦（夫）控除みなし適用の申請を行う。
- ② 事業企画課から申請者へ、みなし適用の結果通知を送付する。
- ③ 各一時預かり実施施設へ決定通知を提示し、半額の利用料を支払う。